

# 第4回山武中央合併協議会

## 会議資料

日時：平成17年6月24日（金）

午前10時00分～

場所：蓮沼村スポーツプラザ

## 第4回山武中央合併協議会会議次第

日 時 平成17年6月24日（金）

午前10時

場 所 蓮沼村スポーツプラザ

1 開 会

2 会長あいさつ

3 新委員紹介

4 報告事項

報告第11号 山武中央合併協議会専門部会規程の一部改正について

報告第12号 山武中央合併協議会事務局規程の一部改正について

報告第13号 合併手続きの経過について

報告第14号 山武市合併準備室設置要綱について

報告第15号 事務組織及び機構の取扱いについて

5 議 事

認定事項

認定第1号 平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算について

6 その他

7 閉 会

## 配 布 資 料 一 覧

報告第 1 1 号	山武中央合併協議会専門部会規程の一部改正について	P 1 ~ 6
報告第 1 2 号	山武中央合併協議会事務局規程の一部改正について	P 7 ~ 13
報告第 1 3 号	合併手続きの経過について	P 14 ~ 18
報告第 1 4 号	山武市合併準備室設置要綱について	P 19 ~ 23
報告第 1 5 号	事務組織及び機構の取扱いについて	P 24 ~ 25
認定第 1 号	平成 16 年度山武中央合併協議会歳入歳出決算について	P 26 ~ 33

報告第11号

山武中央合併協議会専門部会規程の一部改正について

山武中央合併協議会専門部会規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定したので報告する。

平成17年 6月24日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

## 山武中央合併協議会専門部会規程の一部を改正する規程

山武中央合併協議会専門部会規程の一部を次のように改正する。

別表産業経済部会の項山武町の欄中「産業課長」を「経済環境課長」に改め、建設部会の項山武町の欄中「建設課長」を「都市建設課長」に改め、「都市整備課長」を削り、環境部会の項山武町の欄中「健康支援課長」を「経済環境課長」に改め、「産業課長」を削り、教育部会の項山武町の欄中「教育課長」を「学校教育課長  
生涯学習課長」に改める。

### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

山武中央合併協議会専門部会規程（新旧対照条文）

改 正 後

第1条～第8条 略  
別表（第3条第2項）

専門部会名	山武町	略
議会・監査部会	議会議長	
総務部会	総務課長 福祉課長	
財務部会	財政課長 総務課長 収入役室	
企画部会	企画課長 総務課長 秘書広報室長	
税務部会	税務課長	
住民部会	住民課長 税務課長	
保健福祉部会	福祉課長 健康支援課長	
産業経済部会	経済環境課長 農業委員会事務局長	
建設部会	都市建設課長 経済環境課長	
環境部会	水道課長 企画課長	
教育部会	学校教育課長 生涯学習課長 さんぶの森管理事務 事務所長 さんぶの森図書館長 給食センター所長	
I T 部会	企画課長	

現 行

第1条～第8条 略  
別表（第3条第2項）

専門部会名	山武町	略
議会・監査部会	議会議長	
総務部会	総務課長 福祉課長	
財務部会	財政課長 総務課長 収入役室	
企画部会	企画課長 総務課長 秘書広報室長	
税務部会	税務課長	
住民部会	住民課長 税務課長	
保健福祉部会	福祉課長 健康支援課長	
産業経済部会	産業課長 農業委員会事務局長	
建設部会	建設課長 都市整備課長 健康支援課長	
環境部会	水道課長 産業課長 企画課長	
教育部会	教育課長 さんぶの森管理事務 事務所長 さんぶの森図書館長 給食センター所長	
I T 部会	企画課長	

(改正後)

## 山武中央合併協議会専門部会規程

(設置)

第1条 山武中央合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定により、山武中央合併協議会（以下「協議会」という。）に専門部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、協議会幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、協議会に提案及び報告する必要な事項等について、専門的に協議及び調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、委員をもって組織する。

- 2 専門部会委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 専門部会には、必要に応じて分科会を置くことができる。
- 4 分科会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

(部会長及び副部会長)

第4条 各専門部会に、部会長及び副部会長各1名を置く。

- 2 各専門部会の部会長（以下「各部会長」という。）及び副部会長は、当該専門部会委員の互選により定める。
- 3 各部会長は、当該専門部会の会務を掌理し、専門部会を代表する。
- 4 各専門部会の副部会長は、当該部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 各専門部会の会議（以下「会議」という。）は、当該部会長が必要に応じて又は協議会事務局長の要請により、随時開催する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 各部会長は、必要に応じて関係機関の職員等の会議への出席を求めることができる。
- 4 各部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。この場合において、当該会議の議長は、主たる会議事項となる事務を所管する専門部会の部会長がこれに当たるものとする。

(報告)

第6条 各部会長は、当該専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 各専門部会の庶務は、所管する分科会において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。



別表（第3条第2項）

専門部会名	成東町	山武町	蓮沼村	松尾町	一部事務組合等
議会・監査部会	議会事務局長 総務課長	議会事務局長 総務課長	議会事務局長	議会事務局長 総務課長	
総務部会	総務課長 住民課長	総務課長 福祉課長	総務課長	総務課長 住民課長	山武都市広域行政組合 総務課長 消防本部総務課長
財務部会	財政課長 総務課長 収入役室	財政課長 総務課長 収入役室	財務課長 総務課長 収入役室	財政課長 収入役室	
企画部会	企画課長 住民課長	企画課長 総務課長 秘書広報室長	企画調整課長 総務課長	企画課長 総務課長	山武都市広域行政組合 企画課長
税務部会	税務課長 住民課長	税務課長	財務課長 住民課長	税務課長	山武都市広域行政組合 電子計算課長
住民部会	住民課長	住民課長 税務課長	住民課長 保健福祉課長	住民課長 保健福祉課長 税務課長	
保健福祉部会	保健福祉課長 高齢者支援課長	福祉課長 健康支援課長	保健福祉課長	保健福祉課長	山武都市広域行政組合 山武都市医療福祉センター所長 組合立国保成東病院事務長
産業経済部会	産業課長 商工観光課長 社会教育課長 農業委員会事務局長	経済環境課長 農業委員会事務局長	地域振興課長 農業委員会事務局長	産業課長 農業委員会事務局長	
建設部会	建設課長 都市計画課長	都市建設課長	地域振興課長 企画調整課長	建設課長 都市整備課長	
環境部会	生活環境課長 都市計画課長 産業課長	経済環境課長 水道課長 企画課長	地域振興課長	生活環境課長 都市整備課長	山武都市広域行政組合 環境アクアプラント所長 山武都市広域水道企業団 企画財政課長 山武郡環境衛生事業振興組合事務長 東金市外三町清掃組合事務局長
教育部会	学校教育課長 社会教育課長 中央公民館館長 文化会館館長 図書館館長 給食センター所長	学校教育課長 生涯学習課長 さんぶの森管理事務 事務所長 さんぶの森図書館長 給食センター所長	教育課長 給食センター所長	学校教育課長 社会教育課長 給食センター所長	
I T 部 会	企画課長	企画課長	総務課長	企画課長	山武都市広域行政組合 電子計算課長

報告第12号

山武中央合併協議会事務局規程の一部改正について

山武中央合併協議会事務局規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定したので報告する。

平成17年 6月24日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

## 山武中央合併協議会事務局規程の一部を改正する規程

山武中央合併協議会事務局規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、計画班」を削る。

別表第1中計画班の項を削る。

### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

山武中央合併協議会事務局規程（新旧対照条文）

改 正 後		現 行	
<p>(組織及び事務分掌)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整班及びIT班を置く。</p> <p>2 各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。</p>		<p>(組織及び事務分掌)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整班、計画班及びIT班を置く。</p> <p>2 各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。</p>	
別表第1 (第3条第2項)		別表第1 (第3条第2項)	
区 分	分 掌 事 務	区 分	分 掌 事 務
総 務 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 庶務及び会計に関すること。</li> <li>2. 合併の諸手続きに関すること。</li> <li>3. 協議会の会議に関すること。</li> <li>4. 合併に関する資料の編纂・調整に関すること。</li> <li>5. その他の班に属さないこと。</li> </ol>	総 務 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 庶務及び会計に関すること。</li> <li>2. 合併の諸手続きに関すること。</li> <li>3. 協議会の会議に関すること。</li> <li>4. 合併に関する資料の編纂・調整に関すること。</li> <li>5. その他の班に属さないこと。</li> </ol>
調 整 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 協定項目の調整に関すること。</li> <li>2. その他各種事務事業の調整に関すること。</li> </ol>	調 整 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 協定項目の調整に関すること。</li> <li>2. その他各種事務事業の調整に関すること。</li> </ol>
I T 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電算システムの統合・調整に関すること。</li> <li>2. ネットワーク整備等に関すること。</li> </ol>	計 画 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新市建設計画に関すること。</li> <li>2. 財政計画に関すること。</li> </ol>
I T 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電算システムの統合・調整に関すること。</li> <li>2. ネットワーク整備等に関すること。</li> </ol>	I T 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電算システムの統合・調整に関すること。</li> <li>2. ネットワーク整備等に関すること。</li> </ol>

(改正後)

## 山武中央合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山武中央合併協議会規約第13条第3項の規定により、山武中央合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整班及びIT班を置く。

2 各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長及びその他必要な職員を置く。

2 事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて前項の事務局職員に、千葉県職員の派遣を要請できるものとする。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
  - (2) 事務局長の職務の補佐
  - (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理
- 3 各班長は、事務局次長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。
- (1) 分掌する事務の管理
  - (2) 班に属する職員の指揮監督
  - (3) 班相互間の連絡及び調整

4 その他の職員は、上司の指示を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する事案に関する事案。
- (3) 協議会の予算及び決算の調整に関する事案。
- (4) 規程及び要綱等の制定改廃に関する事案。
- (5) その他特に重要と判断される事項  
(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 関係町村との連絡調整に関する事案。
- (2) 事務局運営の基本方針に関する事案。
- (3) 50万円未満の物品の購入その他契約の締結に関する事案。
- (4) 物品及び現金の出納に関する事案。
- (5) 実務上の調査並びに照会及び回答に関する事案。
- (6) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事案。
- (7) その他軽易な事項に関する事案。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名した順位により、副会長が会長の事務を代決する。

2 会長、副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

3 会長、副会長及び事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の收受、処理、施行、保管、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、会長の属する町村（以下「会長町村」という。）の公文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び個数は別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務等)

第11条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、当該職員の属する町村の例による。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間については、会長町村の例による。

(職員の給与等)

第12条 事務局の職員の給与等については、当該職員の属する町村の負担とする。

(旅費)

第13条 事務局の職員の旅費については、会長町村の例により協議会が支給する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条第2項)

区 分	分 掌 事 務
総 務 班	1. 庶務及び会計に関すること。 2. 合併の諸手続きに関すること。 3. 協議会の会議に関すること。 4. 合併に関する資料の編纂・調整に関すること。 5. その他他の班に属さないこと。
調 整 班	1. 協定項目の調整に関すること。 2. その他各種事務事業の調整に関すること。
I T 班	1. 電算システムの統合・調整に関すること。 2. ネットワーク整備等に関すること。

別表第2 (第10条第1項)

名 称	ひな形	寸 法 (mm)	書 体	用 途	個 数
山武中央合併協議 会会長の印		方21	てん書	会長名で発する 山武中央合併協 議会の文書用	1
山武中央合併協議 会会長職務代理者 の印		方21	てん書	会長職務代理者 名で発する山武 中央合併協議会 の文書用	1
山武中央合併協議 会事務局長の印		方21	てん書	事務局長名で発 する山武中央合 併協議会の文書 用	1



## 報告第13号

### 合併手続きの経過について

山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村及び同郡松尾町の配置分合に関する手続きの経過について、次のとおり報告する。

期 日	内 容
平成17年 3月22日(火)	合併協定調印式
平成17年 3月23日(水)	松尾町議会において合併関連議案の議決
平成17年 3月24日(木)	蓮沼村議会において合併関連議案の議決
平成17年 3月25日(金)	成東町議会及び山武町議会で合併関連議案の議決
平成17年 3月30日(水)	千葉県知事へ廃置分合の申請
平成17年 4月 6日(水)	廃置分合に係る千葉県議会の議決
平成17年 4月12日(火)	千葉県知事による廃置分合の決定
平成17年 5月13日(金)	廃置分合について総務大臣告示

平成17年 6月24日

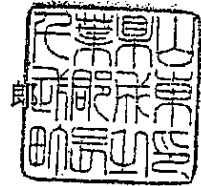
山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎



企統第 793 号  
 山企第 675 号  
 蓮企第 1188 号  
 企 第 713 号  
 平成17年 3月30日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

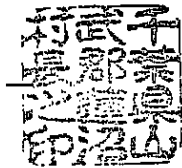
成 東 町 長 大 高 和 郎



山 武 町 長 松 下 浩 明



蓮 沼 村 長 浪 川 滯



松 尾 町 長 古 谷 淳



山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村及び同郡松尾町の廃置分合について（申請）

平成18年3月27日から山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村及び同郡松尾町を廃し、  
 その区域をもって新たに山武市（以下「新市」という。）を設置したいので、地方自治法（昭  
 和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請し  
 ます。

記

- 第 1 新市の名称及び選定の理由
- 第 2 合併予定期日及び選定の理由

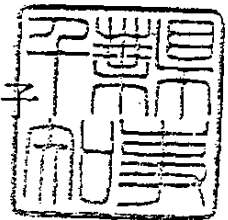
写

決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成18年3月27日から山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村及び同郡松尾町を廃し、その区域をもって山武市を設置する。

平成17年4月12日

千葉県知事 堂本 暁子





山武中央合併協議会スケジュール(概要)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
国・県等	開行式 協議会開会 開行式	開行式 協議会開会 開行式												開行式 協議会開会 開行式	開行式 協議会開会 開行式	開行式 協議会開会 開行式
合併協議会		第4回●	第4回●	第4回●	第5回●	第5回●	第6回●	第6回●	第6回●	第7回●	第7回●	第7回●				
事務事業一元化		事務事業一元化	事務事業一元化	事務事業一元化	事務事業一元化	事務事業一元化	事務事業一元化	事務事業一元化	事務事業一元化	事務事業一元化	事務事業一元化	事務事業一元化				
例規原案作成		例規一覽表の作成	第1次例規原案の作成	第1次例規原案の作成	第1次例規原案の精査・検討	第2次例規原案の作成	第2次例規原案の精査・検討	第2次例規原案の精査・検討	第2次例規原案の精査・検討	第2次例規原案の精査・検討	第2次例規原案の精査・検討	第2次例規原案の精査・検討	例規原案最終修正			
組織・人事		組織案作成	各部長、官長等と調整	各部長、官長等と調整	各部長、官長等と調整	各部長、官長等と調整	各部長、官長等と調整	各部長、官長等と調整	各部長、官長等と調整	各部長、官長等と調整	各部長、官長等と調整	各部長、官長等と調整	各部長、官長等と調整	各部長、官長等と調整	各部長、官長等と調整	各部長、官長等と調整
予算・決算		6月補正予算(IT)調整	6月補正予算(IT)調整	6月補正予算(IT)調整	6月補正予算(IT)調整	6月補正予算(IT)調整	6月補正予算(IT)調整	6月補正予算(IT)調整	6月補正予算(IT)調整	6月補正予算(IT)調整	6月補正予算(IT)調整	6月補正予算(IT)調整	6月補正予算(IT)調整	6月補正予算(IT)調整	6月補正予算(IT)調整	6月補正予算(IT)調整
市民便利帳		市民便利帳の作成	市民便利帳の作成	市民便利帳の作成	市民便利帳の作成	市民便利帳の作成	市民便利帳の作成	市民便利帳の作成	市民便利帳の作成	市民便利帳の作成	市民便利帳の作成	市民便利帳の作成	市民便利帳の作成	市民便利帳の作成	市民便利帳の作成	市民便利帳の作成
電算システム		新市電算室設計	新市電算室設計	新市電算室設計	新市電算室設計	新市電算室設計	新市電算室設計	新市電算室設計	新市電算室設計	新市電算室設計	新市電算室設計	新市電算室設計	新市電算室設計	新市電算室設計	新市電算室設計	新市電算室設計

平成十八年三月二十七日新市誕生

報告第14号

山武市合併準備室設置要綱について

山武市合併準備室設置要綱について、別紙のとおり報告する。

平成17年 6月24日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

## 山武市合併準備室設置要綱

### (目的)

第1条 成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町（以下「関係町村」という。）の合併準備を進めるため、山武市合併準備室（以下「合併準備室」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 合併準備室は、成東町長、山武町長、蓮沼村長及び松尾町長（以下「関係町村の長」という。）の指示を受け、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新市の開庁準備に関すること
- (2) 新市の例規に関すること
- (3) 電算システムの統合整備に関すること
- (4) 新市の組織機構に関すること
- (5) 新市の人事配置に関すること
- (6) 新市の予算の調製に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、合併に関し必要な事項

### (組織及び分掌事務)

第3条 前条に掲げる事務を処理するため、合併準備室に総務班、調整班、IT班、人事給与班、財政班を置く。

2 各班の事務分掌は別表のとおりとする。

### (職員等)

第4条 合併準備室に室長、次長、班長及び室員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて関係町村の職員に事務従事を命ずることができるものとする。

### (職員の職務)

第5条 室長は、関係町村の長の命を受け、合併準備室の運営全般を統括する。

2 次長は、室長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 合併準備室内の連絡及び調整
- (2) 室長の職務の補佐
- (3) 室長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 班長は、次長の指揮監督を受け、分掌する事務の統括管理及び所属職員の指揮監督を行う。

4 その他の職員は、上司の命を受け、合併準備室の事務に従事する。

### (職員の服務)

第6条 職員の服務及び勤務条件等については、当該職員の属する町村の例による。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、関係町村の長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。



別表（第3条）

班名	分掌事務
総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市の開庁準備に関する事</li> <li>2 庁舎改修、移転準備に関する事</li> <li>3 各種案内標識の調整に関する事</li> <li>4 広報等発行に関する事</li> <li>5 市民便利帳の作成に関する事</li> <li>6 新市ホームページの開設に関する事</li> </ol>
調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 例規一元化に関する事</li> <li>2 事務処理マニュアルに関する事</li> <li>3 一部事務組合の調整に関する事</li> <li>4 公共的団体に関する事</li> <li>5 補助金・交付金に関する事</li> <li>6 その他事務事業調整に関し必要な事項</li> </ol>
IT 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電算システムの統合・調整に関する事</li> <li>2 ネットワーク整備等に関する事</li> </ol>
人事給与班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市の人事配置に関する事</li> <li>2 新市の職員給与に関する事</li> <li>3 その他新市の職員の人事及び給与に関し必要な事項</li> </ol>
財政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成17年度決算に関する事</li> <li>2 平成17年度予算の調製に関する事</li> <li>3 平成18年度予算の調製に関する事</li> <li>4 合併特例事業の財源措置に関する事</li> <li>5 その他予算の調製に関し必要な事項</li> </ol>

合併準備室	合併協議会事務局
<p>室長</p> <p>次長</p> <p>総務班 4名</p> <p>調整班 4名</p> <p>I T 班 4名</p> <p>人事給与班 ※4名</p> <p>財政班 ※4名</p> <p>※は新たに各町村から兼務</p> <p>兼務</p> <p>兼務</p>	<p>局長</p> <p>次長</p> <p>総務班 4名</p> <p>調整班 4名</p> <p>I T 班 4名</p> <p>計画班 は4月1日付で廃止済み</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合併準備作業を推進する組織として新たに合併準備室を設置する。</li> <li>○ 合併協議会事務局の職員は、合併準備室の職員を兼務する。</li> <li>○ 人事給与班、財政班は、合併協議会事務局にない組織として新規に設置する。職員の特任配置は難しいため、新たに4町村からの兼務による配置とする。(人事給与班・財政班はそれぞれ各分科会の担当者を持ってあててを基本とする。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合併協議会は、合併に関する事項について協議を行う協議機関であり、事務局は合併の前日まで存続する。</li> </ul>

報告第15号

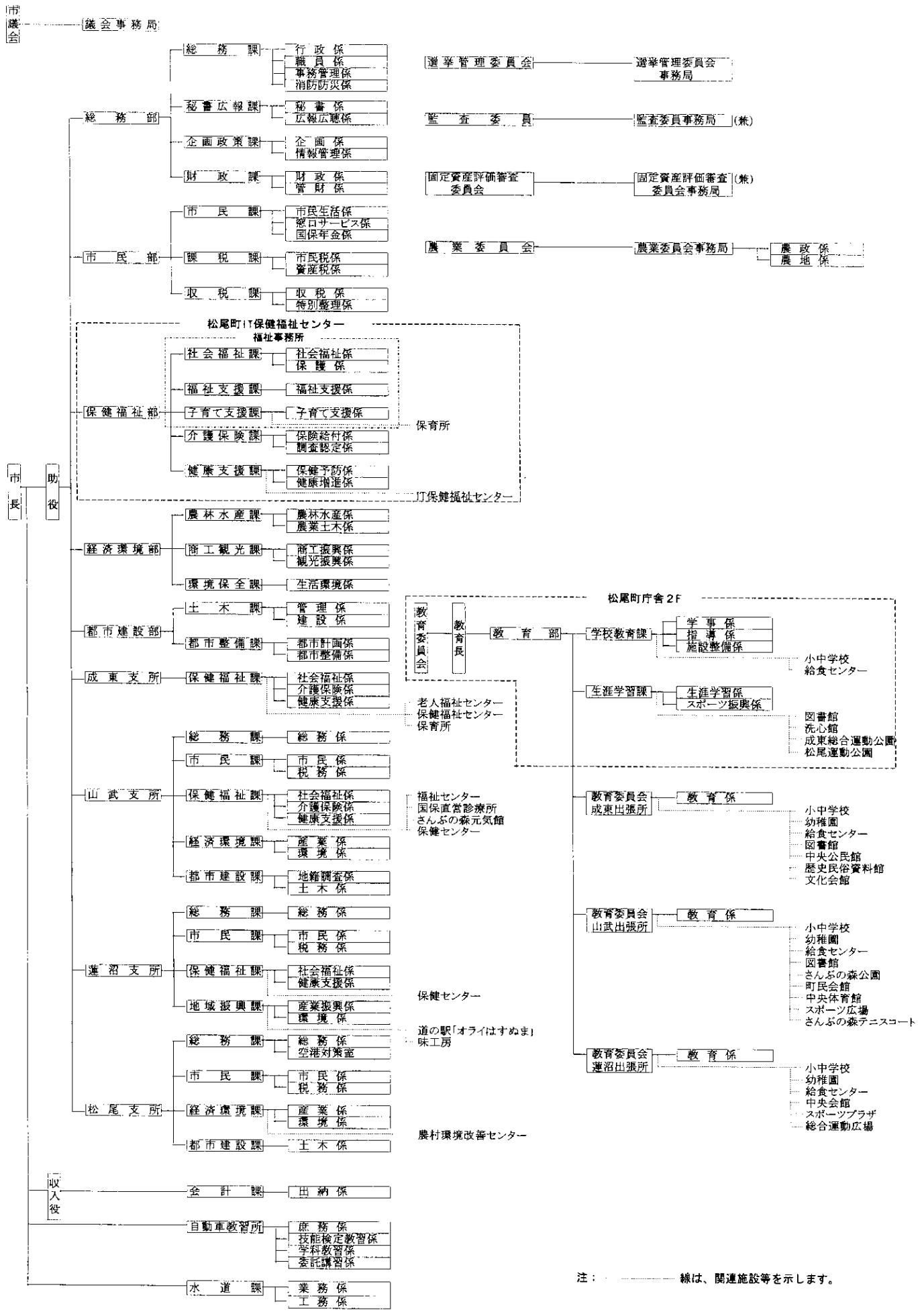
事務組織及び機構の取扱いについて

協定項目13 事務組織及び機構の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年 6月24日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

# 山 武 市 行 政 組 織 機 構 図



認定第1号

平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算について

平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算について、山武中央合併協議会財務規程第8条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、協議会の認定を求める。

平成17年 6月24日

山武中央合併協議会  
会長 大高和郎

平成16年度  
山武中央合併協議会歳入歳出決算書

附属書類

1. 歳入歳出決算事項別明細書
2. 実質収支に関する調書

山武中央合併協議会

平成16年度 山武中央合併協議会歳入歳出決算書

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
1. 負担金		9,001,000	9,001,000	9,001,000	0	0	0
	1. 負担金	9,001,000	9,001,000	9,001,000	0	0	0
2. 諸収入		1,419,000	1,418,875	1,418,875	0	0	△ 125
	1. 諸収入	1,419,000	1,418,875	1,418,875	0	0	△ 125
歳入合計		10,420,000	10,419,875	10,419,875	0	0	△ 125

(単位:円)

歳出 款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
1. 運営費		2,681,000	1,946,211	0	734,789	734,789
	1. 運営費	2,681,000	1,946,211	0	734,789	734,789
2. 事業費		7,714,000	7,274,143	0	439,857	439,857
	1. 事業費	7,714,000	7,274,143	0	439,857	439,857
3. 予備費		25,000	0	0	25,000	25,000
	1. 予備費	25,000	0	0	25,000	25,000
歳出合計		10,420,000	9,220,354	0	1,199,646	1,199,646

歳入歳出差引残額 1,199,521 円

うち基金繰入額 0 円

平成17年6月24日 提出

山武中央合併協議会  
会長 大 高 和 郎



平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算(事項別明細)

(単位:円)

款	項	目	予算現額			計	節金額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
			当初予算額	補正予算額	計		区分	金額				
1.負担金	1.負担金	1.負担金	9,001,000		9,001,000			9,001,000	9,001,000	0	0	
			9,001,000		9,001,000			9,001,000	9,001,000	0	0	
			9,001,000		9,001,000	1.町村負担金	9,001,000		9,001,000	9,001,000	0	0
2.諸収入	1.諸収入	1.雑入	1,000	1,418,000	1,419,000			1,418,875	1,418,875	0	0	
			1,000	1,418,000	1,419,000			1,418,875	1,418,875	0	0	
			1,000	1,418,000	1,419,000	1.雑入	1,419,000		1,418,875	1,418,875	0	0
歳入合計			9,002,000	1,418,000	10,420,000			10,419,875	0	0		

(単位:円)

款	項	目	予算現額				支出済額		翌年度繰越額	不用額	備考		
			当初予算額	補正予算額	予備費支出及び流用増減	計	区分	金額					
1. 運営費	1. 運営費	1. 会議費	1,903,000	778,000	0	2,681,000		1,946,211	0	734,789			
			1,903,000	778,000	0	2,681,000		1,946,211	0	734,789			
			706,000	294,000	0	1,000,000		844,166	0	155,234			
							1.報酬	714,000		686,000	0	28,000	報酬
							11.需用費	32,000		4,680	0	27,320	食糧費
							12.役員費	36,000		1,575	0	34,425	振込手数料
							13.委託料	218,000		152,511	0	65,489	会議録作成委託料
										1,101,445	0	579,555	
							9.旅費	23,950		23,950	0	0	出張費
							11.需用費	475,050		87,037	0	388,013	消耗品費 公用車燃料代
							12.役員費	71,000		39,685	0	31,315	通信費(電話、FAX) 郵送料
							13.委託料	140,000		49,479	0	90,521	複合機保守委託料
							14.使用料及び賃借料	653,000		622,580	0	30,420	事務用品賃借料 印刷機賃借料 公用車賃借料 道路通行料
2. 事業費	1. 事業費	1. 事業推進費					18.備品購入費	20,000	16,800	0	3,400	公印	
							19.負担金補助及び交付金	298,000	262,114	0	35,886	臨時職員派遣費負担金	
										7,274,143	0	439,857	
										7,274,143	0	439,857	
										7,274,143	0	439,857	
							11.需用費	1,222,182		932,104	0	290,078	消耗品費 協議会だより印刷 調印書印刷 写真プリント料
							12.役員費	416,000		401,437	0	14,563	協議会だより折込、配送料 住民アンケート往復葉書 その他手数料
							13.委託料	4,872,000		4,787,412	0	84,588	新市建設計画 調印式関連委託料 ホームページ業務委託
							19.負担金補助及び交付金	1,203,818		1,153,190	0	50,628	県職員派遣費負担金
										0	0	25,000	
										0	0	25,000	
										0	0	25,000	
			3. 予備費							9,002,000	1,418,000	0	10,420,000
1. 予備費							25,000	0	0	25,000			
							25,000	0	0	25,000			
							25,000	0	0	25,000			
歳出合計							9,002,000	1,418,000	0	10,420,000			

実質収支に関する調書

(単位:千円)

区 分	金 額	
1 歳入総額	10,419	
2 歳出総額	9,220	
3 歳入歳出差引額	1,199	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通時繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越繰し越額	0
	計	0
5 実質収支額	1,199	
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0	

## 平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算審査意見書

山武中央合併協議会財務規程第8条第1項の規定により、平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算について監査をした結果は、下記のとおりであるので報告する。

### 1 審査の対象

- (1)平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算書及び事項別明細書
- (2)平成16年度山武中央合併協議会実質収支に関する調書

### 2 審査の期日

平成17年6月8日

### 3 審査の結果

審査に付された決算関係書類は、関係諸帳簿等を照合して審査を行った結果、計数は正確であり、予算の執行についてもその目的に添って適正に執行されているものと認められた。

平成17年6月8日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎 様

監査委員

蓮沼村代表監査委員

川島 義一郎



監査委員

松尾町代表監査委員

秋庭 武行

